

制度の概要

岡山県内のITベンチャー企業、団体、個人の育成・発展を図ることを目的に、登録されたITベンチャー企業等に対して県の業務を優先的に発注することができる制度

対象となる業務内容

ホームページの作成、デジタルコンテンツ（ソフトウェアを含む）の作成、データベースの作成、データの解析、IT関連の市場調査、IT関連の研修・講座 など

（対象とならない業務）

- ・メインフレーム（大型コンピュータ）系に係る業務
- ・システム等の保守管理、運営に係る業務
- ・全国统一基準により、発注先が限定されている業務
- ・県・市町村連携により、全県的に共同して実施される業務

優先発注の内容

県が特定多数の参加者を選んで入札等する場合に、登録ITベンチャー企業等を優先的に加えて発注することができます。

※県の契約は、原則、一般競争入札、指名競争入札によることとなっているため、全ての業務で優先発注ができるものではありません。

登録ITベンチャー企業等の得意な技術やサービス、これまでの実績などを
県の庁内向けホームページで紹介して、受注機会の拡大を応援します

登録の要件

次のいずれにも該当する必要があります。

- ・岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領による入札参加資格を取得していること。
- ・岡山県内に本店又は主たる事業所を有し、常時使用する従業者の数が20人を超えないこと。
- ・創業後10年以内であること。

※入札参加資格の取得方法等については、県用度課のホームページをご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

申請方法

所定の申請書を岡山県電子申請サービスにより県デジタル推進課に提出してください。（押印は不要です。）後日、審査結果を通知します。

岡山県電子申請サービスには、県デジタル推進課ホームページ、「岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度」のページからログインができます。ただし、岡山県電子申請サービスにログインできない場合は、所定の申請書をデジタル推進課へ提出してください。

お問い合わせ

岡山県総務部デジタル推進課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL:086-226-7264 FAX:086-223-9737 E-mail: digital@pref.okayama.lg.jp